求職者等に対するセクハラ防止方針

制定　令和８年９月 16 日

地域協同社会研究センター（以下、「本センター」といいます。）では、求職者の皆さまが安心して求職活動・インターンシップ・実習等に参加できる環境を確保するため、求職者等に対するハラスメント防止の観点から、以下のとおり、面談方法・連絡手段等に関するルールをあらかじめ定め、公開しております。本ご案内は、改正男女雇用機会均等法および厚生労働省指針に基づくものです。

１　面談（採用面接・説明会・面談等）について

（１）面談時間

○　面談は、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 30 分までの時間帯に実施します。

○　早朝・夜間・休日での面談は、原則として行いません。

（２）面談場所

○　面談は、本センターの事業所内の会議室・面談室、またはオンライン（公式ツール）で実施します。

○　飲食店・私的な場所・密室となる場所での面談は行いません。

（３）面談体制（単独面談の禁止等）

○　面談は、原則として複数名（2 名以上）の職員で対応します。

○　やむを得ず１対１となる場合でも、面談内容の記録、必要に応じた第三者の同席・確認などの措置を講じます。

２　連絡手段（ＳＮＳ・電話・メール等）について

（１）使用する連絡手段

○　求職活動等に関する連絡は、以下の指定された公式の連絡手段のみを使用します。

- 本センター公式メールアドレス
- 採用管理システム
- 指定された公式電話番号
- 本センターが指定するオンライン会議ツール

（２）ＳＮＳ等の私的連絡について

○　職員個人のＳＮＳ（LINE、Instagram、X 等）による、私的連絡は行いません。

○　求職者の皆さまから、職員個人ＳＮＳへの連絡を行う必要はありません。

３　禁止される行為について

本センターの職員は、以下の行為を行いません。

○　性的な発言、質問、冗談、からかい
○　私生活（交際関係、性的指向等）に過度に立ち入る質問
○　個人的な食事・交際・連絡の執拗な誘い
○　不必要な身体的接触
○　面談や連絡において不快感や不安を与える一切の言動

４　相談・申出窓口について

万が一、不適切な言動を受けた場合、不安や疑問を感じた場合には、速やかに以下の窓口へご相談ください。

【求職者相談窓口】地域協同社会研究センター　担当：センター次長
メール：center@nokyo.jp　電話：023-643-1238（平日 8:30～17:30）

※　ご相談内容の秘密は厳守します。
※　ご相談や事実確認への協力を理由に、選考等で不利益な取り扱いは行いません。

５　最後に

本センターは、すべての求職者の人格と尊厳を尊重し、公正で安心できる採用活動を行います。本ルールへのご理解とご協力をお願いいたします。

以　上